時事新報

明治十九年一月十八日　月曜日
舊乙酉十二月十四日　（戊、寅）
日出午前七時十分　日入午後四時五十二分
月出午後三時十一分　月入午前四時三十一分
滿潮午前三時二分　午後三時三十七分
（西暦一千八百八十六年）

社告

○時事新報豫約御購讀被成下候ニハ新報代價並ニ郵便税モ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ遞送相見合セ候
○新報代價並ニ郵便税トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度請面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御遞送申上候新報ノ帶封表面御名前ノ脇ニ（何月何日）ト記入仕置候間御覽可被成下候是ハ此日マテハ新報代價並ニ郵便税トモ御拂濟相成居ルニ付此日マデハ新報遞送仕候ト申ス事ニ候
○郵便爲替又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ（時事新報社）ト致シ郵便爲換ナレバ（東京驛遞本局）ニテ受取ルベキ樣御取組被成下度候
○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカラズ候
○時事新報豫約購讀ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

時事新報

全國の商況を回復せるも鐵道を布設するに在り

日本國民が不景氣に窘しめられたるも既に數年の久しきに及び其慘狀は飢渇死に至る者を各地に見るの甚だしきに達し遂に今日まで續き來りて今日未だ其回復を見るに至らず國民の不幸實にこれより大なるはなし此不幸は元と不換紙幣の濫行より生したる人爲の災害にして今日は幸に紙幣の不換質丈けは交換の善良質に改まりて此上害毒を恣にせしむるの防禦策は整ひたりといへども前日不換濫行の遺毒は正に今日に在て其兇暴を逞うしつゝあるものにして全國人民は皆其毒鋒の下に斃れて未だ蘇生の機を得ざるものあり然るに偶然の幸運にも去年全國の米作甚だ上出來にして農民の食料に不足なかりし先しのみならず引續き米價は案外に上直を維持して爲めに民間の金融も滑かになりたるもの少々にあらず此際又重ね〴〵の幸運には去年十一月以來歐米の生糸市場頓に生氣を生じ從前に比して生糸の價大抵二三割も騰貴し爾來此好價格を維持して下落の模樣なく其影響の及ぶ所日本國內生糸製造の各地方は他の米作地方に比して更に一層の好景況を呈し生々活潑の景狀明かに聞見すべきものあり日本國民は何等の仕合者ぞ不景氣の頂巓生氣既に減するの日に當りて忽ち此米と生糸の來り援ふに逢ひたり所謂地獄で佛とは此事なるべし不景氣の久しき其害毒の深き固より一二品の來援を得て直ちにこれを根治することを得るにはあらずといへどもこれを第一着歩の階梯として次第に高きに攀ぢ遂に商況昌盛の頂上に達し得べきの望なきにあらず誠に目出度き時節といふべし若し此事相を反對にして去年の米は大不作、生糸の價は益々下落して且つ不捌なりといふやうの事あらば如何今月今日日本全國民の困難究迫は實に想像にも及ばざるものあるならん幸にして此困難究迫に陷るを免かれたるは實に天幸の甚だしきものなりといはざるを得ざるなり然れども斯る天幸は常に依賴すべきにあらず永く恃むべきにあらず昨年の豐作は反し今年は凶作なるやも知るべからず今日の糸價は再び下落して前日の低價に復するやも知るべからず果して斯る出來事もあらんには折角回復の萌を現はしたる今の商況も遂に再び前日の不景氣に淪滅するの恐なきにあらず甚だ掛念の至なりといふべし蓋し日本の不景氣は人爲の害毒なり人爲を以て害毒を遺し天爲を以て其遺毒を除かしめ我れは手を拱して其回復を來るを待たんとするは義を知る士人の爲すべき行ひにあらず我れ過ちて人を傷けならば餘事は差置き取敢えず先づ膏藥代を拂ひて我粗忽を詫ること人事の常法なるべきなり

今人爲を以て天爲を助け目下既に聊か回復の兆ある商況に向て新に一大動力を與へ遂に其回復の功を奏せしめんとする其方法は如何といふに我輩の兼て論辨する如く全國各地に極めて手廣く極めて迅速に鐵道を布設するの企より外に目今個の好良方便あるべしと信ず第一鐵道を布設する其當時の利益も技師材料等の一部分に屬する費用の外鐵道工事一切の費用に要する所の金は或は土地材料の買入代と爲り或は職工人足の賃錢と爲りて社會の全面に散布し有用爲す有るの力を具へながら當時無事閑散に困しみつゝある人々の爲めに一時大に職業を造出して全國に無爲座食者の跡を絶ち一時に全國の商況を回復せる其有樣は大旱の潤雨一時に苗の死を起して生に回らしむるに同しきものあらん第二鐵道を布設する當時の利益の既に斯の如く大なる其上に一旦鐵道成りたる上は其鐵道の及ぶ限り政治上に兵事上に教育上に又他の一般の社會の文明開化上に非常の進歩改良を見るべきのみならず商工農事の有樣は即日よりして其面目を一新し農民は舊來の土地は收入を增すも其に別に新に田地を開墾して工人は舊來工場に仕事の日に增加すると共に所々に新に種々の工場を起して商人は商路の擴張從前に幾倍するを見出して輸出輸入の有無交換の事從前幾倍の繁忙に至るべし實に鐵道は其布設當時は即効と云ひ布設後不斷永遠の功能と云ひ文明世界第一の利器なりと云ふべきなり仮りに鐵道の功能は唯其工事中無產の人々に產業を與へ一時不景氣の苦痛を減するに過ぎざるものとするも顧みて全國民間の慘狀を通覽すれば或は我々の私心に於て此工事を希望するの情を催さゞるを得ざるの傾向あり況んや鐵道の功能中不景氣退治に力を仮すが如きは一時通り掛けの片手仕事にして本來正統の働きは工事既に竣りたる後大に全國の文明富強を進むるに在るとや目下日本の鐵道布設は迅速にせざるべからず又手廣にせざるべからず

官報

○達第四號　警視廳　府縣

當省中ニ官房及ヒ金庫局ヲ置キ議案局ヲ廢シ調査局ヲ主計局ト改稱ス

明治十九年一月十六日　大藏大臣伯爵松方正義

○明治十九年一月十五日

兼任農商務權少技長　海軍權少匠司正七位　桐野利邦

○辭令

高等法院裁判長被仰付（一月十五日內閣）
判事　玉乃世履
元老院議官　楠本正隆
仝　鶴田皓
仝　楫取素彥
（各通）

高等法院陪席裁判官被仰付（同）
判事　岡內重俊
仝　阪本政均
仝　池田彌一
元老院議官　中島錫胤
（各通）

高等法院豫備裁判官被仰付（同）
判事　西成度

依願免一等警視（同）
一等警視步兵少佐　江口高確

依願免本官（同）
農商務權少書記官　池田謙藏

依願御用掛被免（一月十五日大藏省）
大藏省准奏任御用掛　町田直吉

舊工部省事務引繼取扱被仰付（同）
非職舊工部少書記官　丹羽雄孝

舊工部省會計殘務取扱被仰付（同）
非職舊工部權少書記官　渡邊升

在官中死去ニ付現俸給三箇月分下賜（一月十五日農商務省）
故非職農商務大書記官　南保

官報報告主任被仰付（一月十三日遞信省）
遞信權少書記官　楳浦長春

京橋警察署長被仰付（一月十五日警視廳）
四等警視　小川政孝

○通貨ノ事歷　明治十九年ハ我カ國正貨拂方復行ノ時期ニシテ實ニ我カ理財史上永ク記念スヘキノ歲ナリ此ノ際ニ當リテ既往十八歲間我カ國通貨ノ事歷ヲ回視シ其要領ヲ提記シ以テ理財上ノ參考ニ資スルハ蓋シ必要ノ事ナルヘシ故ニ其大概ヲ撮ミテ之ヲ左ニ叙セントス

抑明治元年ヨリ昨十八年ニ至ル十八歲ノ間通貨ノ事歷頗ル複雜ナリト雖之ヲ大別スレハ左ノ三項ニ過キス

第一　金銀銅貨幣ノ處分
（イ）金銀銅新貨幣ノ鑄造發行
（ロ）金銀舊貨幣ノ交換及停止
（ハ）銅舊貨幣ノ交換及停止

第二　政府紙幣ノ處分
（イ）太政官金札・民部省金札・大藏省兌換證券・開拓使兌換證券ノ發行及其交換
（ロ）舊藩縣及旗下領地札ノ交換及停止
（ハ）新紙幣ノ發行及其交換

第三　會社及銀行紙幣ノ處分
（イ）爲換會社金劵銀劵錢劵ノ發行及其停止
（ロ）國立銀行紙幣及洋銀劵ノ發行幷ニ其交換支消
（ハ）日本銀行兌換證劵ノ發行

今將ニ右各項ヲ區別シテ逐次ニ其要領ヲ記セントスルニ當リテハ須ラク先ツ明治初年ニ溯リテ當時我カ國會社一般ノ通用貨幣ハ何等ノ形勢ニテ有シ乎ヲ審察セサルヘカラス蓋當時我カ國大政更革兵馬倥偬ノ間ニ際シ百般ノ事物總テ今日ノ眼ヲ以テ之ヲ視ルヘキニ非ルハ勿論就中通貨ノ事ノ如キハ今日ノ情勢ヲ把リテ遽ニ之ヲ同一視スル時ハ大ニ其觀察ノ當ヲ失フヤ必セリ

明治元年維新ノ初我カ國內ニ通用セル所ノ貨幣ハ大別シテ左ノ甲乙丙三類トス即甲ハ舊政府ニ於テ安政年度以降慶應年度迄ノ間ニ鑄造セシ所ノ金銀貨幣乙ハ舊政府ニ於テ寬永以降慶應ニ至ル迄ノ間ニ鑄造セシ所ノ銅眞鍮、鐵ノ諸錢ニシテ其種類ハ左ノ如シ

（甲）類

金貨	大判		特ニ賜典儀式上ニノミ用ヒラル、者ニシテ平常民間ニ通用ナシ
	一兩小判		十枚ヲ以テ大判金一枚ニ換フ
	二分判		二枚ヲ以テ小判金一兩ニ換フ
	二朱判		八枚ヲ以テ小判金一兩ニ換フ
銀貨	一分判		四枚ヲ以テ小判金一兩ニ換フ
	一朱判		十六枚ヲ以テ小判金一兩ニ換フ
	丁銀	明治元年五月以後其ノ通用ヲ停止セラル	量目六十匁乃至百匁ヲ以テ金一兩ニ當テ計算セラル
	豆板銀	明治元年五月以後丁銀共其通用ヲ停止セラル	用方丁銀ニ同シ

（乙）類